を「第三十条の許可又は第三十九条第一項」に改め、同項第四号中「第十一条」を「第三十二条」に改め、同項第五号中「第九条、第十六条第一項又は第十八条第一項」を「第三十条の許可又は第三十九条第一項」に改め、同条第二項中「命ずべき者」の下に「（以下この項において「義務者」という。）」を加え、「都道府県知事は、その者」を「都道府県知事等は、当該義務者」に、「者にこれ」を「者（以下この項において「措置実施者」という。）に当該措置」に、「相当の期限を定めて、」を「都道府県知事等は、その定めた期限内に義務者において」に、「、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者」を「都道府県知事等又は措置実施者」に、「、公告しなければ」を「公告しなければ」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第四十一条とする。

第十九条中「第九条」を「第三十条」に改め、同条を第四十条とする。

第十八条第一項中「第十一条」を「第三十二条」に改め、「しようと」を削り、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第四項中「第十三条から第十五条まで」を「第三十四条から第三十六条まで」に、「第十三条、第十四条及び第十五条第一項中「第九条」を「第三十四条及び第三十六条第一項中「第三十条」に、「第十八条第一項」と、第十三条」を「第三十九条第一項」と、第三十四条」に、「第十四条中「」を「第三十五条中「行う」に、「第十八条第一項各号」を「行う第三十九条第一項各号」に、「第十五条第二項」を「当該雨水浸透阻害行為」とあるのは「当該行為」と、「第三十条」とあるのは「同項」と、第三十六条第二項」に、「第十八条第四項」を「第三十九条第四項」に、「第十五条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第十八条第一項の」を「第三十九条第一項の」に改め、同条を第三十九条とする。

第十七条第一項中「第九条」を「第三十条」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「第十一条」を「第三十二条」に改め、同条を第三十八条とする。

第十六条第一項中「第九条」を「第三十条」に改め、「含む」の下に「。以下同じ」を加え、「第十条第一項各号」を「第三十一条第一項各号」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第三項中「第九条」を「第三十条」に、「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第四項中「第十一条」を「第三十二条」に改め、同条第五項中「第一項又は第三項の」を「第一項の許可を受けた場合又は第三項の規定による届出をした」に、「第一項の規定による許可又は第三項の規定による」を「当該許可又は当該」に、「第九条」を「第三十条」に改め、同条を第三十七条とする。

第十五条第一項中「都道府県知事は、第九条」を「都道府県知事等は、第三十条」に改め、同条を第三十六条とする。

第十四条中「都道府県知事」を「当該雨水浸透阻害行為について第三十条の許可を行う都道府県知事等」に、「第九条の」を「当該」に改め、同条を第三十五条とする。

第十三条中「都道府県知事は、第九条」を「都道府県知事等は、第三十条」に改め、同条を第三十四条とする。

第十二条第一項中「地方公共団体」を「行為区域に係る地方公共団体」に改め、同条第二項中「定めようとする」を「定める」に改め、同条を第三十三条とする。

第十一条中「都道府県知事は、第九条」を「都道府県知事等は、第三十条」に、「第十七条第二項及び第三項、第十八条第一項並びに第二十条第一項第四号」を「第三十八条第二項及び第三項、第三十九条第一項並びに第四十一条第一項第四号」に改め、同条を第三十二条とする。

第十条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第三十一条とする。

第九条中「しようと」を削り、「都道府県知事（指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この章及び第三十八条において同じ。）を「当該雨水浸透阻害行為をする土地の区域に係る都道府県（当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等）の長（以下この節において「都道府県知事等」という。）に改め、同条を第三十条とする。

第八条中「下水道法第四条第一項に規定する」を削り、「同法」を「下水道法」に改め、第二章第二節中同条を第十条とし、同節の次に次の一節を加える。

第三節　雨水貯留浸透施設整備計画の認定等

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定）

第十一条　特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者（地方公共団体を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画（以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。）を作成し、当該雨水貯留浸透施設を設置しようとする都道府県（当該雨水貯留浸透施設を指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に設置しようとする場合にあっては、当該指定都市等）の長（以下この節において「都道府県知事等」という。）の認定を申請することができる。

2　雨水貯留浸透施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　雨水貯留浸透施設の位置

二　雨水貯留浸透施設の規模

三　雨水貯留浸透施設の構造及び設備

四　雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画

五　雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間

六　その他国土交通省令で定める事項

3　雨水貯留浸透施設整備計画には、前項各号に掲げる事項のほか、雨水貯留浸透施設から公共下水道（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道をいう。以下同じ。）に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に関する事項を記載することができる。

（認定の基準）

第十二条　都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一　雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。

二　雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三　資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。

四　雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

五　雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。

2　都道府県知事等は、前条第三項に規定する事項が記載された雨水貯留浸透施設整備計画について同条第一項の認定をするときは、あらかじめ、当該公共下水道に係る公共下水道管理者に協議し、その同意を得るものとする。

（認定の通知）

第十三条　都道府県知事等は、第十一条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。

2　都道府県知事は、第十一条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づき雨水貯留浸透施設が設置されることとなる市町村の長に通知しなければならない。

3　都道府県知事等は、第十一条第三項に規定する事項が記載された雨水貯留浸透施設整備計画について同条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該公共下水道に係る公共下水道管理者に通知しなければならない。

（雨水貯留浸透施設整備計画の変更）

第十四条　第十一条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2　前二条の規定は、前項の場合について準用する。